

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－３ 利用者等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－３－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) 利用者等に関する情報管理態勢</p> <p>① 経営陣は、利用者等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則（以下「Need to Know 原則」という。）を踏まえ、利用者等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、業務の内容・規模等に応じて、そのための組織体制の確立（部門間における適切なけん制の確保を含む。）、内部規則の策定、系統金融機関グループ内の他の金融機関との連携等、内部管理態勢の整備を図っているか。</p> <p>② 利用者等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。当該取扱基準は、利用者等に関する情報に関し、系統金融機関内外、又は系統金融機関内の同一の部門内若しくは異なる部門間、いずれの共有についても、Need to Know 原則を踏まえたものとなっているか。また、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十分な検</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－３ 利用者等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－３－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) 利用者等に関する情報管理態勢</p> <p>① 経営陣は、利用者等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、適切性を確保するための組織体制の確立（部門間における適切なけん制の確保を含む。）、内部規則の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。</p> <p>② 利用者等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、利用者に対する守秘義務、説明責任及び信頼性の確保の観点から検討を行った上で取扱基準を定めているか。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>討を行った上で取扱基準を定めているか。</p> <p>③ <u>利用者等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を有する者の範囲が Need to Know 原則を逸脱したものとなることやアクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による利用者等に関する情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、店舗の統廃合等を行う際の利用者等に関する情報の漏えい等の防止などの対策を含め、利用者等に関する情報を適切に管理するための態勢が構築されており、コンプライアンス部門の関与のもと当該利用者等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。</u></p> <p>また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・けん制の強化を図る等、利用者等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。</p> <p>④ <u>利用者等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった利用者等への説明、行政庁への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。</u></p> <p>また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他者における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の未然防止のために必要な措置の検討を行っているか。</p> <p><u>利用者に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要</u></p>	<p>③ 利用者等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による利用者等に関する情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、店舗の統廃合等を行う際の利用者等に関する情報の漏えい等の防止などの対策を含め、<u>利用者等に関する情報の管理が適切に行われているかを検証できる体制となっているか。</u></p> <p>また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・けん制の強化を図る等、利用者等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。</p> <p>④ 利用者等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった利用者等への説明、行政庁への報告及び<u>必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。</u></p> <p>また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他者における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の未然防止のために必要な措置の検討を行っているか。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>な事案については、対応方針の意思決定に経営陣が適切に関与しているか。</u></p> <p>⑤ 独立した内部監査部門において、定期的又は随時に、利用者等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。<u>当該業務が系統金融機関グループ全体で統一的行われている場合、グループ内の他の金融機関の内部監査部門等との連携が図られているか。</u></p> <p>また、利用者等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止</p> <p>① <u>プライベート部門（営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。）とパブリック部門（営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。）との間に、チャイニーズウォール（情報管理のための組織上、物理上又はシステム上の障壁をいう。以下同じ。）を設ける等、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止するための適切な措</u></p>	<p>⑤ 独立した内部監査部門において、定期的又は随時に、利用者等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。</p> <p>また、利用者等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止 (新設)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p><u>置を講じているか。例外的にウォールクロス（チャイニーズウォールを跨いだ情報共有をいう。以下同じ。）を行う場合、情報共有を行った各部門の役職員の氏名、日付、関連銘柄等を記録し、コンプライアンス部門の事前承認を要する等の、法人関係情報の不正利用を実効的に防止する観点から必要となる手続を具体的に定めているか。また、経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、当該役員等による法人関係情報の漏えいや不正利用を実効的に防止する観点から必要となる措置が講じられているか。</u></p> <p><u>(注)「組織上の障壁」としては、例えば、部門やレポーティングラインの分離、役職員の兼職の制限等の措置を講じることが、「物理上の障壁」としては、例えば、法人関係情報を管理する部署への入出制限や文書管理等の措置を講じることが、「システム上の障壁」としては、例えば、法人関係情報へのアクセス権限の管理等の措置を講じることが考えられる。</u></p> <p>② <u>役職員及びその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る内部規則を整備し、当該内部規則に従い事前承認等の手続きを要することとした取引については、コンプライアンス部門による適切な関与を行わせる等し、また、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>法人関係情報を入手し得る立場にある系統金融機関の役職員及びその関係者による有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切</u></p>	<p>① 役職員による有価証券の売買その他の取引等に係る内部規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 法人関係情報を入手し得る立場にある系統金融機関の役職員が当該法人関係情報に関する有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける等、不公正な取引を防止す</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>な措置を講じているか。</p> <p>⑤ <u>農中については、法人関係情報の管理について、例えば国内だけでなく、グローバルのグループベースで組織的・一元的な方針、手続き、システム等による管理を行うなど、各国法規制を遵守しつつ、グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準の適切な管理態勢が確立されているか。</u></p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ－４－８ 子会社等【共通】</p> <p>系統金融機関の子会社（農協法第 11 条の 2 第 2 項又は農中法第 24 条第 3 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（信用事業命令第 10 条第 2 項又は農中法施行令第 8 条第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（信用事業命令第 10 条第 3 項又は農中法施行令第 8 条第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、以下のとおりとする。</p> <p>なお、信連又は農中については農協法第 10 条第 23 項又は農中法第 55 条に規定する他業禁止の規定に留意する。</p> <p>（注 1）系統金融機関又はその子会社が、国内の会社（当該系統金融機関の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（農協法第 11 条の 65 第 1 項若しくは同法</p>	<p><u>るための適切な措置を講じているか。</u></p> <p>（新設）</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ－４－８ 子会社等【共通】</p> <p>系統金融機関の子会社（農協法第 11 条の 2 第 2 項又は農中法第 24 条第 3 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（信用事業命令第 10 条第 2 項又は農中法施行令第 8 条第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（信用事業命令第 10 条第 3 項又は農中法施行令第 8 条第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、以下のとおりとする。</p> <p>なお、信連又は農中については農協法第 10 条第 23 項又は農中法第 55 条に規定する他業禁止の規定に留意する。</p> <p>（注 1）系統金融機関又はその子会社が、国内の会社（当該系統金融機関の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（農協法第 11 条の 65 第 1 項若しくは同法</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>第11条の67第1項又は農中法第73条第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。)を超えて所有している場合の当該国内の会社(農協においては、農協法第11条の65第1項の特定事業会社をいう。以下「特定出資会社」という。)が営むことができる業務は、農協にあっては農協法第11条の64第1項第1号及び第2号、信連にあっては同法第11条の66第1項第1号から第4号まで及び第7号、第9号及び第10号並びに第2項第1号及び第2号、農中にあっては農中法第72条第1項第1号から第4号まで、第8号及び第10号、第12号及び第13号に掲げる会社(農協法第11条の66第1項第7号又は農中法第72条第1項第10号に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。)、農中が子会社としている特例持株会社(農中法第72条第6項第1号に規定する特例持株会社をいう。)並びに特例対象会社(農協法第11の67第4項及び農中法第73条第8項に規定する特例対象会社をいう。)が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、信用事業命令、農中法施行規則、各種子会社関係告示、監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p> <p><u>なお、農協法第11条の66第4項又は農中法第72条第4項に基づく子会社認可については、信用事業命令第38条第2項第4号及び農中法施行規則第100条第2項第4号において、それぞれ、子会社等の収支(農中に係るものにあつては、農中を含む。)が良好であり、当該認可後においても良好に</u></p>	<p>第11条の67第1項又は農中法第73条第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。)を超えて所有している場合の当該国内の会社(農協においては、農協法第11条の65第1項の特定事業会社をいう。以下「特定出資会社」という。)が営むことができる業務は、農協にあっては農協法第11条の64第1項第1号及び第2号、信連にあっては同法第11条の66第1項第1号から第4号まで及び第7号、第9号及び第10号並びに第2項第1号及び第2号、農中にあっては農中法第72条第1項第1号から第4号まで、第8号及び第10号、第12号及び第13号に掲げる会社(農協法第11条の66第1項第7号又は農中法第72条第1項第10号に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。)、農中が子会社としている特例持株会社(農中法第72条第6項第1号に規定する特例持株会社をいう。)並びに特例対象会社(農協法第11の67第4項及び農中法第73条第8項に規定する特例対象会社をいう。)が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、信用事業命令、農中法施行規則、各種子会社関係告示、監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p> <p>(新設)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p><u>推移することが見込まれることが求められているが、当該認可審査項目には、収支予想期間までは定められていないことに鑑み、当該認可の申請に係る収支予想期間については、3年以上とすることは差し支えない。</u></p> <p>また、子会社等に関する届出（子会社については農協法第97条第1項第3号若しくは同項第6号又は農中法第72条第9項第1号の届出、特定出資会社については農協法施行規則第231条第1項第8号若しくは信用事業命令第58条第1項第7号又は農中法施行規則第150条第1項第21号の届出、子法人等又は関連法人等については農協法施行規則第231条第1項第15号又は農中法施行規則第150条第1項第10号の届出をいう。）の受理に当たっては、当該子会社等の定款又は当該系統金融機関と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。</p> <p>（注2）・（注3）（略）</p> <p>（注4）<u>地域活性化事業会社（農協法第11条の66第1項第8号、農協法第11条の67第4項、農中法第72条第1項第11号及び農中法第73条第8項に規定する会社をいう。以下「（注5）」において同じ。）</u>について、<u>信連又は農中からの事業内容の可否に係る事前相談については、信用事業命令第44条第1項第2号又は農中法施行規則第104条の2第1項第2号に規定している「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」</u>に、単に合致しているかにより判</p>	<p>なお、子会社等に関する届出（子会社については農協法第97条第1項第3号若しくは同項第6号又は農中法第72条第9項第1号の届出、特定出資会社については農協法施行規則第231条第1項第8号若しくは信用事業命令第58条第1項第7号又は農中法施行規則第150条第1項第21号の届出、子法人等又は関連法人等については農協法施行規則第231条第1項第15号又は農中法施行規則第150条第1項第10号の届出をいう。）の受理に当たっては、当該子会社等の定款又は当該系統金融機関と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。</p> <p>（注2）・（注3）（略）</p> <p>（新設）</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p><u>断して差し支えない。</u></p> <p>(注5) 農協法改正（令和3年11月施行）により、農協法第11条の66第1項第8号が、農中法改正（令和3年11月施行）により、農中法第72条第1項第11号が追加されたが、地域活性化事業会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。</p> <p>Ⅲ－４－８－５ 他業業務高度化等会社の取扱い【農中】</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>農中は、農中法第72条第1項第12号に掲げる会社（農中法施行規則第99条の2に規定する会社を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、グループ全体において、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては農中法第54条第1項に掲げる業務の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、他業業務高度化等会社の認可申請があった場合には、グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった</p>	<p>(注4) 農協法改正（令和3年11月施行）により、農協法第11条の66第1項第8号が、農中法改正（令和3年11月施行）により、農中法第72条第1項第11号が追加されたが、地域活性化事業会社（<u>農協法第11条の66第1項第8号、農協法第11条の67第4項、農中法第72条第1項第11号、農中法第73条第8項</u>）における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。</p> <p>Ⅲ－４－８－５ 他業業務高度化等会社の取扱い【農中】</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>農中は、農中法第72条第1項第12号に掲げる会社（農中法施行規則第99条の2に規定する会社を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、グループ全体において、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては農中法第54条第1項に掲げる業務の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、他業業務高度化等会社の認可申請があった場合には、グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>要請を踏まえ審査を行う必要がある。 (注) (略)</p> <p>(2) 認可審査に<u>当たって</u>の留意点 他業業務高度化等会社の認可の審査基準は、農中法施行規則第100条の2第2項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 業務の内容 農中は、認可の申請に際しては、他業業務高度化等会社の営む業務の内容を明確にする必要がある。 他業業務高度化等会社の営む業務の内容に関し、他業業務高度化等会社は、業務の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資する業務（以下「資する業務」という。）やこれらが見込まれる業務（以下「見込まれる業務」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。但し、兼営する業務の内容が農中法第54条第1項に掲げる業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。 また、他業業務高度化等会社の業務を営むに当たり認可対象会社等の業務を併せ営む場合には、他業業務高度化等会社</p>	<p>要請を踏まえ審査を行う必要がある。 (注) (略)</p> <p>(2) 認可審査に<u>あたって</u>の留意点 他業業務高度化等会社の認可の審査基準は、農中法施行規則第100条の2第2項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 業務の内容 農中は、認可の申請に際しては、他業業務高度化等会社の営む業務の内容を明確にする必要がある。 他業業務高度化等会社の営む業務の内容に関し、他業業務高度化等会社は、業務の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資する業務（以下「資する業務」という。）やこれらが見込まれる業務（以下「見込まれる業務」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。但し、兼営する業務の内容が農中法第54条第1項に掲げる業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。 また、他業業務高度化等会社の業務を営むに当たり認可対象会社等の業務を併せ営む場合には、他業業務高度化等会社</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、他業業務高度化等会社が農中法施行規則第100条に定める認可対象会社等の認可を受けずに認可対象会社等の業務を営むことや、認可対象会社等が他業を営むために他業業務高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、認可対象会社等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、他業業務高度化等会社が認可対象会社等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。</p> <p>なお、出資時において営むことが想定されない業務であっても、その後営むことが具体的に想定される場合には、上記同様、審査を行う必要があることに留意を要する。</p> <p><u>他方、他業業務高度化等会社の業務については、農林水産省及び金融庁所管以外の一般事業会社が行う業務であることが多く、また、同会社の認可審査事項に全損規定（農中法施行規則第100条の2第2項第2号の規定をいう。）があることに鑑み、当該業務の実現可能性や実施予定の業務に係るリスク等の詳細を確認することまでは求められていないことに留意すること。</u></p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ <u>農中のグループとしての他業業務高度化等会社に係る経営管理</u></p> <p><u>農中法第72条の2において、農中による農中グループの経営管理を行うことが義務付けられていること及び認可の審査</u></p>	<p>の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、他業業務高度化等会社が農中法施行規則第100条に定める認可対象会社等の認可を受けずに認可対象会社等の業務を営むことや、認可対象会社等が他業を営むために他業業務高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、認可対象会社等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、他業業務高度化等会社が認可対象会社等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。</p> <p>なお、出資時において営むことが想定されない業務であっても、その後営むことが具体的に想定される場合には、上記同様、審査を行う必要があることに留意を要する。</p> <p>④ （略）</p> <p>（新設）</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>基準において、農中が他業業務高度化等会社の議決権を、基準議決権数を超えて取得し、又は保有した後も、農中の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められることが求められていることに鑑み、農中が他業業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得等の後において、当該他業業務高度化等会社が農中グループに入ったことによる農中グループ全体の経営管理態勢やリスク管理態勢に追加すべき態勢など、当該態勢について変更することがあるかを確認することに留意すること。</u></p>	
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>Ⅲ－４－８－８ 信連又は農中とその証券子会社等の関係【信連・農中】</p>	<p>Ⅲ－４－８－８ 信連又は農中とその証券子会社等の関係【信連・農中】</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) <u>銀証ファイアーウォール規制の緩和に伴う優越的地位の濫用の防止について</u></p> <p>① 意義</p> <p><u>金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 7 号等に定める金融機関と証券会社間の情報授受規制（いわゆる銀証ファイアーウォール規制）は、優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、利用者情報の適切な保護等を確保する観点から、主に利用者の非公開情報等の共有禁止等を定めた規</u></p>	<p>(新設)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>制である。銀証ファイアーウォール規制は、1993年に銀行・証券の相互参入を解禁した際に措置されたものであるが、その後、累次にわたり、見直しが行われており、2022年には、我が国資本市場の一層の機能発揮、利用者に対するより高度な金融サービスの提供の必要性、国際競争力強化、利用者の利便性向上等の観点から、上場会社等の一定の法人に係る非公開情報等を共有するに当たり、当該法人の同意を不要（ただし、当該法人からの共有の停止の求めには応じる必要がある。）とするなどの緩和が行われた。</u></p> <p><u>他方で、規制緩和により、優越的地位の濫用に繋がる可能性がある不適切な行為（注）が増大するおそれもあるとの指摘もあるところであり、こうした不適切な行為についても留意しつつ、系統金融機関及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じた実効的な防止態勢が確保されることが重要である。</u></p> <p><u>（参考）「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 第二次報告—コロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けて—」（2021年6月18日）</u></p> <p><u>（注）銀証連携の場面における優越的地位の濫用又はこれに繋がる可能性がある不適切な行為としては、例えば、以下のようなものが考えられるが、これらに限られるものではなく、系統金融機関のビジネスモデルの実態や、グループ内の他の金融機関の業態等に応じて異なり得ることに留意するものとする。</u></p>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>・有価証券の引受等の金融取引において、グループ証券会社を利用し又はグループ証券会社のシェアを増加させなければ、今後の融資取引に影響がある旨に言及するなど、口頭・書面等あるいは明示・黙示を問わず、系統金融機関の役職員が利用者に対して不利益な取扱いの可能性を示唆してグループ証券会社との取引を要請する場合</p> <p>② 着眼点</p> <p>利用者に対する優越的地位の濫用については、Ⅱ－３－２－１－２（８）に加え、例えば、以下の点について、系統金融機関及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じた実効的な防止態勢が構築されているか。</p> <p>ア 経営陣が系統金融機関の優越的地位の濫用防止の重要性を認識し、グループ内の他の金融機関との連携等により、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、優越的地位の不当な利用が疑われる事案のうち、利用者に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要なものについては、経営陣に適時適切に報告がなされる態勢となっており、優越的地位の濫用の防止態勢の構築については、経営陣が適切に関与しているか。</p> <p>イ 役職員の業績評価等について、優越的な地位の濫用を誘発するインセンティブを与えるようなものになっていないか。また、グループ証券会社との取引を前提としなければ成り立たないような金利での貸出等が横行するなど、系統金</p>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>融機関業務における採算管理が著しく合理性を欠くといった、優越的な地位の濫用を誘発しやすい収益上の構造がないか。</u></p> <p>ウ <u>系統金融機関や系統金融機関グループ内会社等の業務内容や市場における地位も踏まえ、取引先の規模・信用状況や系統金融機関に対する取引依存度等に基づき、取引先及び取引形態ごとに優越的地位の濫用が発生するリスクを評価しているか。また、このリスクに応じて、優越的地位の濫用を実効的に防止するための手続・遵守事項等が明確化されているか。なお、当該手続・遵守事項等は、業務内容や利用者との取引実態に応じて異なり得るが、例えば、以下のような措置が考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・系統金融機関が利用者に対して、グループ証券会社の提供する商品又はサービス等に関する情報提供等を行う場合には、事前に、グループ証券会社との取引に応じなくとも、今後の系統金融機関との取引に影響を与えるものではない旨を明確に説明する措置</u> <u>・優越的地位の濫用に関する事後的な検証が可能となるよう、利用者との応接録を適切に作成・保存する措置</u> <p>エ <u>役職員に対する研修・教育の実施等により、上記ウについての周知徹底が図られているか。</u></p> <p>オ <u>優越的地位の濫用の防止について、そのための措置を講じる責任を有する部署を営業部門から独立させて設置するなど、十分にけん制機能が発揮されるような体制が整備さ</u></p>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>れているか。また、当該部署は、案件の重要性に応じて、上記ウの<u>手続・遵守事項等が適切に遵守されているかの検証</u>といった点について、<u>適切な関与・管理をしているか。</u></u></p> <p><u>カ 上記について、内部監査部門の体制は十分か。また、グループ間の監査が連携されているなど、グループベースでの一体的な管理がなされているか。</u></p> <p>③ <u>監督手法・対応</u></p> <p><u>優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口に対して寄せられた情報、融資先企業ヒアリングの結果など、様々なチャンネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析し、重点的にモニタリングを実施することとする。これらのモニタリング、検査結果及び不祥事件等届出書等により、優越的地位の濫用に係る問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 又は農中法第 85 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、証券会社においても金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 10 号に基づき、親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うことが禁止されており、これは信用事業命令第 10 条の 3 第 3 号及び農中法施行規則第 83 条の 2 第 3 号と同趣旨であることから、同様の目線や着眼点で検</u></p>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>査・監督を行う必要があるため、金融庁監督局証券課及び証券取引等監視委員会と十分に連携する必要があることに留意する。また、独占禁止法に規定される優越的地位の濫用の禁止を踏まえ、公正取引委員会と定期的な意見交換を実施する。</u></p> <p>Ⅲ－４－１２ 利用者等の利益の保護のための体制整備【共通】 Ⅲ－４－１２－１ 意義</p> <p><u>金融機関の提供するサービスの多様化や、業態を跨ぐ形での国際的なグループ化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっている。こうした状況を踏まえ、系統金融機関においても、利用者の利益が不当に害されることのないよう、系統金融機関及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められている。</u></p> <p><u>こうしたことから、農協法第 11 条の 10 第 1 項又は農中法第 59 条の 2 の 2 第 1 項に基づき、系統金融機関が自組合又は自金庫及びその子金融機関等における適切な利益相反管理体制を整備することが重要である。</u></p> <p><u>利益相反の弊害は、金融機関・証券会社間だけに生じる問題ではなく、系統金融機関（系統金融機関グループ）内の部門間、又は同一系統金融機関グループ内の子会社・関連会社のいずれとの間でも起こりうる問題であり、系統金融機関グループ内において行う全ての業務に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。また、情報管理体制が整備されていること等一定</u></p>	<p>Ⅲ－４－１２ 利用者等の利益の保護のための体制整備【共通】 Ⅲ－４－１２－１ 意義</p> <p>利益相反の弊害は、金融機関・証券会社間だけに生じる問題ではなく、系統金融機関（金融グループ）内の部門間、又は同一系統金融機関金融グループ内の子会社・関連会社のいずれとの間でも起こりうる問題である。また、情報管理体制が整備されていること等一定の条件の下で、非公開情報をその子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>の条件の下で、非公開情報をその子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。</p> <p>したがって、<u>系統金融機関グループ</u>にあつては、<u>同グループ内</u>における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行う必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、系統金融機関が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することで、有効に機能するものであることに留意する必要がある。</p> <p>また、利益相反管理態勢を整備するにあつては、<u>系統金融機関グループ内会社等</u>の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、系統金融機関又は<u>同一系統金融機関グループ</u>におけるレピュテーション・リスクについても配慮する必要がある。</p> <p>一方、系統金融機関<u>グループ会社</u>の中には、当該系統金融機関の利用者等とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、系統金融機関が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、系統金融機関が<u>グループ内</u>で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。</p> <p>Ⅲ－４－１２－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 利益相反のおそれのある取引の特定等</p> <p>① <u>利益相反を管理・統括する部署</u>（以下「利益相反管理統括部</p>	<p>要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。</p> <p>したがって、<u>系統金融機関金融グループ</u>にあつては、<u>金融グループ内</u>における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行う必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、系統金融機関が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することで、有効に機能するものであることに留意する必要がある。</p> <p>また、利益相反管理態勢を整備するにあつては、<u>系統金融機関金融グループ内会社等</u>の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、系統金融機関又は<u>同一系統金融機関金融グループ</u>におけるレピュテーション・リスクについても配慮する必要がある。</p> <p>一方、系統金融機関の<u>金融グループ会社</u>の中には、当該系統金融機関の利用者等とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、系統金融機関が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、系統金融機関が<u>金融グループ内</u>で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。</p> <p>Ⅲ－４－１２－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 利益相反のおそれがある取引の特定等</p> <p>① <u>利益相反のおそれがある取引</u>をあらかじめ特定・類型化す</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>署」という。）の関与のもと、利益相反のおそれのある取引（注）をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>（注）2022年に、銀証ファイアーウォール規制の緩和が行われたことに伴い、利益相反管理を適切かつ厳格に行う必要があるところ、「利益相反のおそれのある取引」の具体的な例は、各系統金融機関のビジネスモデルの実態や、系統金融機関が属するグループ内の他の金融機関の業態等に</u> <u>応じて適切に特定されるべきことに留意する。また、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「IV-1-3 利益相反管理体制の整備（2）①」等も参照のうえ、系統金融機関グループ内の証券会社において特定・類型化されている利益相反のおそれのある取引と整合的な取り扱いとすることに留意する。</u></p> <p>② 利益相反を特定するプロセスは、<u>系統金融機関や系統金融機関グループ内会社等の業務内容、規模・特性を反映したもの</u>となっているか。</p> <p>また、<u>特定された利益相反のおそれのある取引について、新規の業務活動や、法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るもの</u>となっているか。</p> <p>(2) 利益相反管理の方法</p> <p>① <u>利益相反のおそれのある取引については、当該取引の遂行前に適切に特定することができる態勢</u>となっているか。また、当</p>	<p>るとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。</p> <p>② 利益相反を特定するプロセスは、<u>系統金融機関や系統金融機関の金融グループ内会社等の業務内容、規模・特性を反映したもの</u>となっているか。</p> <p>また、新規の業務活動や、法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るものとなっているか。</p> <p>(2) 利益相反管理の方法</p> <p>利益相反の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせることができる<u>体制が整備され、定期的に管理方</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>該取引の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせることができる態勢となっているか。なお、これらの管理方法の選択に際しては、利益相反管理統括部署の確認を受けるなど適切な管理方法を選択することができる態勢となっているか。</u></p> <p><u>ア 部門の分離（情報共有先の制限）</u> 情報共有先の制限を行うに当たっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、<u>チェーンズウォール（Ⅱ－３－２－３－２（３）①参照）を構築する等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。</u></p> <p><u>イ （略）</u></p> <p><u>ウ 利益相反事実の利用者等への開示</u> 利用者等に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、開示する方法を選択した理由（他の管理方法を選択しなかった理由を含む。）等について、<u>当該取引に係る契約を締結するまでに、明確かつ公正に、例えば書面等の方法により開示した上で利用者等の同意を得るなど、利用者等の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる利用者等の属性に十分に適合したものとなっているか。</u></p> <p><u>エ 情報を共有する者の監視</u> <u>情報を共有する者を監視する方法による管理を行う場合には、独立した部署等において、当該者の行う取引を適切に監視しているか。</u></p>	<p><u>法の検証が行われているか。</u></p> <p>① 部門の分離（情報共有先の制限） 情報共有先の制限を行うに<u>あ</u>たっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、<u>システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う</u>等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 利益相反事実の利用者等への開示 利用者等に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、開示する方法を選択した理由（他の管理方法を選択しなかった理由を含む）等<u>を</u>明確かつ公正に、例えば書面等の方法により開示した上で利用者等の同意を得るなど、利用者等の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる利用者等の属性に十分に適合したものとなっているか。</p> <p>（新設）</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>② <u>自組合又は自金庫及び子金融機関等が新規の取引を行う際には、当該取引との間で利益相反が生じることとなる取引の有無について、利益相反管理統括部署の関与のもと、必要な確認が図られる態勢となっているか。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>③ <u>利益相反管理の方法について、その有効性を確保する観点から、定期的な検証が行われる態勢となっているか。また、利益相反のおそれのある取引の特定並びに利益相反管理の方法の選択及び実施が適切に行われていることについて、事後的な検証が可能になるよう、適切に記録を作成・保存しているか。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) 利益相反管理態勢等</p>	<p>(3) 利益相反管理態勢等</p>
<p>① <u>系統金融機関及びその子金融機関等の経営陣は、利益相反管理の重要性を認識し、系統金融機関グループ内の他の金融機関とも連携する等して、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、利用者に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要なものについては、適切な利益相反管理の方法の選択といった対応方法の意思決定に経営陣が適切に関与しているか。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>② <u>利益相反管理方針（信用事業命令第 24 条第 1 項第 3 号及び農中法施行規則第 85 条第 1 項第 3 号に規定する方針をいう。以下同じ。）を踏まえた業務運営の手続が書面等（内部規則を含む。）において明確化されているか。また、系統金融機関及びその子金融機関等の役職員に対し、利益相反管理方針及び当該手続に関する研修・教育の実施等により、利益相反管理に</u></p>	<p>(新設)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>についての周知徹底が図られているか。</u></p> <p>③ <u>利益相反管理統括部署を設置するなど、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行う態勢となっているか。</u></p> <p>④ <u>利益相反管理統括部署は、利益相反管理方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を適切に検証しているか。</u></p> <p>⑤ <u>利益相反管理統括部署は、営業部門からの独立性を確保し、営業部門に対し十分なけん制を働かせているか。営業部門が利益相反管理業務に関与する場合であっても、利益相反のおそれのある取引への該当性の判断や利益相反管理の方法の決定に当たって利益相反管理統括部署が主体的に意思決定を行うことができる体制となっているか。</u></p> <p>⑥ （略） （削除）</p> <p>⑦ <u>独立した内部監査部門において、利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証する態勢となっているか。系統金融機関グループ全体で統一的な利益相反管理が行われている場合、グループ内の他の金融機関の内部監査部門等との連携が図られているか。</u></p> <p>⑧ <u>農中については、利益相反管理について、例えば国内だけで</u></p>	<p>① <u>利益相反を管理・統括する部署（以下、「利益相反管理統括部署」という。）を設置するなど、利益相反を一元的に管理する態勢となっているか。</u> （新設）</p> <p>② <u>利益相反管理統括部署は、営業部門からの独立性が確保され、十分な牽制が働く態勢となっているか。また、利益相反管理態勢の構築や役職員の意識の向上に努める等の役割を果たし、定期的に利益相反管理態勢の検証を行っているか。</u></p> <p>③ （略）</p> <p>④ <u>利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手続を定めた内部規則を整備しているか。また、研修・教育等により、利益相反管理について役職員及び子金融機関等に周知徹底させる態勢を確保しているか。</u> （新設）</p> <p>（新設）</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p><u>なく、グローバルのグループベースで組織的・一元的な方針、手続き、システム等による管理を行うなど、各国法規制を遵守しつつ、グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準で、利益相反のおそれのある取引の特定や適切な管理を行う態勢が確立されているか。</u></p> <p>(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</p> <p>① 利益相反管理方針には、<u>利益相反のおそれのある取引の種類、主な取引例及び当該取引の特定のプロセス、利益相反管理の方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。）、利益相反管理体制（利益相反管理統括部署の職責及びその独立性並びに利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理の方法についての検証体制）並びに利益相反管理の対象となる会社の範囲等が明確化されているか。</u>この場合において、<u>利益相反のおそれのある取引の種類、取引例及び利益相反管理の方法は、対応して記載されているか。</u>また、当該管理方針は、<u>系統金融機関グループ内会社等の営む業務活動の内容や規模等が十分に反映されているか。</u></p> <p>② 利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、<u>利益相反のおそれのある取引の種類、利益相反管理の方法、利益相反管理体制及び利益相反管理の対象となる会社の範囲を分かりやすく記載したものとなっているか。</u>また、公表方法は、例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載など、利用者等に対して十分に伝わる方法となっているか。</p>	<p>現 行</p> <p>(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</p> <p>① 利益相反管理方針には、<u>利益相反の特定方法、類型、管理体制（役職員の責任・役割等を含む）や管理方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む）、管理対象の範囲等が明確化されているか。</u>また、当該管理方針は、<u>系統金融機関内会社等の営む業務活動の内容や規模等が十分に反映されているか。</u></p> <p>② 利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、<u>利益相反管理方針の趣旨が明確に現れているものとなっているか。</u>また、公表方法は、例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載など、利用者等に対して十分に伝わる方法となっているか。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>Ⅲ－４－１４ 金融機能強化法に関する留意事項【共通】 Ⅲ－４－１４－３ 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置【共通】</p> <p>金融機能強化法第 11 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</p> <p>① ア報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びイ報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はウ報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合 <u>その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標</u>」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>② (略)</p>	<p>Ⅲ－４－１４ 金融機能強化法に関する留意事項【共通】 Ⅲ－４－１４－３ 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置【共通】</p> <p>金融機能強化法第 11 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</p> <p>① ア報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びイ報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はウ報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>② (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>(3) (略)</p> <p>Ⅲ－４－１４－７ 優先出資の引受け等の決定に関する留意事項【農中】</p> <p>金融機能強化法第34条の4第1項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 金融機能強化法第34条の4第1項第1号に規定する要件</p> <p>①・② (略) ③ 農水産業協同組合等から優先出資の引受け等の申込みがあった場合に、以下の内容を含む計画を提出させ、それをフォローアップすることとなっていること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保するための方策</p> <p>(注) 「イ中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策」には、以下の点が記載されることとなっているか確認する。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合<u>その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標の見込み</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>Ⅲ－４－１４－７ 優先出資の引受け等の決定に関する留意事項【農中】</p> <p>金融機能強化法第34条の4第1項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 金融機能強化法第34条の4第1項第1号に規定する要件</p> <p>①・② (略) ③ 農水産業協同組合等から優先出資の引受け等の申込みがあった場合に、以下の内容を含む計画を提出させ、それをフォローアップすることとなっていること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保するための方策</p> <p>(注) 「イ中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策」には、以下の点が記載されることとなっているか確認する。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合の見込み</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>Ⅲ－４－１４－８ 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置【農中】</p> <p>金融機能強化法第 34 条の 8 に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農中が行う当局に対する報告について</p> <p>金融機能強化法第 34 条の 8 第 1 項第 5 号に規定する「特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況」に、特別関係協同組織金融機関等（金融機能強化法第 34 条の 3 第 3 項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）（農中が特別関係協同組織金融機関等に対する特定支援の実施により取得した優先出資又は貸付債権の処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合における、当該特別関係協同組織金融機関等を除く。）に係る以下の指標について、報告基準日までの半期の実績が記載されていることを確認することとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合<u>その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標</u></p> <p>(注) (略)</p>	<p>Ⅲ－４－１４－８ 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置【農中】</p> <p>金融機能強化法第 34 条の 8 に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農中が行う当局に対する報告について</p> <p>金融機能強化法第 34 条の 8 第 1 項第 5 号に規定する「特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況」に、特別関係協同組織金融機関等（金融機能強化法第 34 条の 3 第 3 項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）（農中が特別関係協同組織金融機関等に対する特定支援の実施により取得した優先出資又は貸付債権の処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合における、当該特別関係協同組織金融機関等を除く。）に係る以下の指標について、報告基準日までの半期の実績が記載されていることを確認することとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合</p> <p>(注) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(3) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</p> <p>① 特別関係協同組織金融機関等全体の合算ベースでのア報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びイ報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はウ報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合<u>その他の</u>地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、各特別関係協同組織金融機関等の特定支援の始期（各特別関係協同組織金融機関等が特定支援を受けた日が4月1日から9月30日までの間である場合にあっては4月1日とし、各特別関係協同組織金融機関等が特定支援を受けた日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては10月1日とする。下記②において同じ。）の合算ベースでの実績を下回った場合には、農中に対し、その理由（中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に関して農中が各特別関係協同組織金融機関等に対して実施した経営指導等の実効性の検証を含む。下記②において同じ。）について報告を求める。</p> <p>さらに、当該指標の改善に向けた実効性ある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、農中に対し、各特別関係協同組織金融機関等に対する経営指導等に係る改善策の提出</p>	<p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(3) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</p> <p>① 特別関係協同組織金融機関等全体の合算ベースでのア報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びイ報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はウ報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の実績が、各特別関係協同組織金融機関等の特定支援の始期（各特別関係協同組織金融機関等が特定支援を受けた日が4月1日から9月30日までの間である場合にあっては4月1日とし、各特別関係協同組織金融機関等が特定支援を受けた日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては10月1日とする。下記②において同じ。）の合算ベースでの実績を下回った場合には、農中に対し、その理由（中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に関して農中が各特別関係協同組織金融機関等に対して実施した経営指導等の実効性の検証を含む。下記②において同じ。）について報告を求める。</p> <p>さらに、当該指標の改善に向けた実効性ある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、農中に対し、各特別関係協同組織金融機関等に対する経営指導等に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討するものと</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>を求め、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>② （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>【様式・参考資料編】</p> <p>I 申請書等様式集</p> <p>法令等に基づく申請、届出を受理する場合には、個々の申請、届出の根拠となる法令等に定められた事項が申請書、届出書に記載されているかどうかをチェックすることになるが、申請、届出の頻度が高いものを中心に、以下のとおり書式例を定めたので申請者、届出者から書式についての照会があった場合等に活用されたい。</p> <p><u>なお、届出において、同一日に複数の届出が必要となった場合は、届出の根拠となる法令等及び必要事項が記載されていれば、1つにまとめられた届出であったとしてもそれぞれ必要となる届出として受理することは差し支えない。</u>また、以下の書式例は、申請者、届出者に対し強制するものではなく、一般的に必要とされる事項を記載したものとなっていることから、異なる形式の書面であっても必要事項の記載がなされている場合にはそのまま受理して差し支えないので、念のため申し添える。</p> <p>認可対象会社を子会社とすること</p>	<p>する。</p> <p>② （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>【様式・参考資料編】</p> <p>I 申請書等様式集</p> <p>法令等に基づく申請、届出を受理する場合には、個々の申請、届出の根拠となる法令等に定められた事項が申請書、届出書に記載されているかどうかをチェックすることになるが、申請、届出の頻度が高いものを中心に、以下のとおり書式例を定めたので申請者、届出者から書式についての照会があった場合等に活用されたい。</p> <p>なお、以下の書式例は、申請者、届出者に対し強制するものではなく、また、一般的に必要とされる事項を記載したものとなっていることから、異なる形式の書面であっても必要事項の記載がなされている場合にはそのまま受理して差し支えないので、念のため申し添える。</p> <p>認可対象会社を子会社とすること</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>別紙様式1-1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 (金融庁長官 ○○○○ 殿) 農林水産大臣○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 系統金融機関名 代表理事名 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>認可対象会社(○○○を営む会社)を子会社とすることに係る認可申請書</p> <p>○○を子会社とすることについて、農業協同組合法第11条の66第4項(農林中央金庫法第72条第4項)の規定に基づき、認可を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p>	<p>別紙様式1-1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 (金融庁長官 ○○○○ 殿) 農林水産大臣○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 系統金融機関名 代表理事名 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>認可対象会社(○○○を営む会社)を子会社とすることに係る認可申請書</p> <p>○○を子会社とすることについて、農業協同組合法第11条の66第4項(農林中央金庫法第72条第4項)の規定に基づき、認可を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p>
<p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 別紙様式1-1の2 2 信用事業命令第38条第1項又は農中法規則第100条第1項に掲げる書類 <p>(削除)</p>	<p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 別紙様式1-1の2及び1-1の3 2 信用事業命令第38条第1項又は農中法規則第100条第1項に掲げる書類 <p><u>別紙様式1-1の2</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行							
<p>別紙様式1-1の2</p>	(単位：百万円)							
	当該系統金融機関の業務実績・予想	区 分	前々期 実績	前 期 実績	当 期 見込み	翌 期 予 想	翌々期 予 想	
		主 要 勘 定						
		預(貯)金 …… 貸出金 ……						
		資 本 勘 定						
		出資金 ……						
		損 益 状 況						
		事業利益 経常利益 当期利益 ……						
		諸 指 標						
		自己資本比率 配 当 率 ……						
		<p>別紙様式1-1の3</p>						